

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【公表番号】特表2011-512862(P2011-512862A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-550253(P2010-550253)

【国際特許分類】

A 2 3 K 1/18 (2006.01)

A 2 3 K 1/14 (2006.01)

A 2 3 K 1/20 (2006.01)

【F I】

A 2 3 K 1/18 1 0 2 A

A 2 3 K 1/18 1 0 2 B

A 2 3 K 1/14

A 2 3 K 1/20

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月7日(2012.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

養殖水産動物の飼育方法であって、

水を吸収させた、タンパク質および脂質を含む飼料ペレットを、前記動物が飼育されている水中に給餌する工程を含み、

前記ペレットが、バインダーとして、植物種子粉末を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

水産養殖飼料組成物の製造方法であって、

タンパク質を含む飼料ペレットに、水を吸収させる工程を含み、

前記ペレットが、バインダーとして、植物種子粉末を含むことを特徴とする方法。

【請求項3】

さらに、前記タンパク質を含む飼料ペレットに、脂質を吸収させる工程を含む、請求項2記載の方法。

【請求項4】

減圧して前記ペレットから空気を除去し、前記ペレットに水または水性液体を接触させることにより、前記ペレットに水を吸収させる請求項2または3記載の方法。

【請求項5】

前記植物種子粉末が、穀物または豆類の粉末である請求項1から4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項6】

前記植物種子粉末が、小麦粉である請求項5記載の方法。

【請求項7】

前記植物種子粉末が、エンドウ粉である請求項5記載の方法。

【請求項8】

水を吸収させる前の前記ペレットのペレット固相密度が、380g/L以上である請求項

1から7のいずれか一項に記載の方法。

【請求項9】

前記ペレットが、水および脂質を除く全ペレット重量に対して、前記植物種子粉末を1～25重量%の範囲で含む請求項1から8のいずれか一項に記載の方法。

【請求項10】

前記ペレットが、水を除く全ペレット重量に対して、前記植物種子粉末を1～18重量%の範囲で含む請求項1から8のいずれか一項に記載の方法。

【請求項11】

前記ペレットが、1kgあたり1～2Lの水を吸收可能である請求項1から10のいずれか一項に記載の方法。

【請求項12】

さらに、バインダーとして植物種子粉末を含むタンパク質含有ペレットを含み、前記ペレットのペレット固相密度が、380g/L以上である水産養殖飼料組成物。

【請求項13】

さらに、バインダーとして植物種子粉末を含むタンパク質含有ペレットを含み、前記植物種子粉末の含有量が、脂質および水の1～25重量%、または水以外の他のペレット成分の重量に対して、1～18重量%である水産養殖飼料組成物。

【請求項14】

さらに、バインダーとして植物種子粉末を含むタンパク質含有ペレットを含み、分解前の前記ペレットが、1kgあたり0.8～7Lの淡水を吸收可能である水産養殖飼料組成物。

【請求項15】

請求項12から14のいずれか二項または三項に記載の組成物。

【請求項16】

分解前の前記ペレットが、1kgあたり1～2Lの淡水を吸收可能である請求項14または15に記載の組成物。